

○湖周行政事務組合財政状況の公表に関する条例

平成 23 年 9 月 1 日

条例第 6 号

湖周行政事務組合財政状況の公表に関する条例については、別に条例で定めるものを除くほか、「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和 23 年岡谷市条例第 20 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。